

目黒区立第八中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月8日

(平成29年5月10日第1次改訂)

(令和5年4月3日第2次改訂)

(令和5年5月12日第3次改訂)

1 いじめ防止基本方針策定のねらいについて

(1) いじめの定義

当該生徒等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する教員の共通理解

いじめについて、本校の教員は次の3つについて共通理解する。

- ① いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある事象である。
- ② いじめは、どの学年・どの学級にも起こる可能性のある事象である。
- ③ いじめは、一人一人の教員が個の対応で解決できるものではなく、組織的な対応が必要な事象である。そのためには、教職員間・関係諸機関等との報告・連絡・相談が必要不可欠である。

(3) 本基本方針策定のねらい

以上のような全教員の共通認識のもと、①未然防止、②早期発見、③早期対応と再発防止、④重大事態への対応が、迅速かつ組織的に行うことができるよう、本基本方針を策定する。

2 いじめ問題への対応組織

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、以下の2つの組織を置く。

(1) いじめ対策委員会（生活指導部）

既存の生活指導部に、いじめ対応組織の機能をもたせ、生活指導担当主幹教諭を中心としていじめ等（未然防止・早期発見・早期対応と再発防止）に対する対応を行う。

いじめ対策委員会は、定期的な会議（月2回以上開催）においていじめの実態を常に把握し、担当主幹教諭は、実態及び取組について校長に報告する。

<目黒区立第八中学校 いじめ対策委員会 メンバー >

- ・ 校長
- ・ 副校長
- ・ 生活指導主任
- ・ 各学年の生活指導部教諭
- ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれないと校長が判断した場合、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、「学校サポートチーム」を設置する。

この組織は、重大事態における調査機関としても活動する。

校長が判断する際の「重大事態」とは、「生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事態」もしくは、「生徒が30日以上期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案」をいう。

<目黒区立第八中学校 学校サポートチーム メンバー >

- ・ 校長
- ・ 副校長
- ・ 生活指導主任
- ・ 警察職員
- ・ 児童相談所児童福祉司
- ・ 民生委員
- ・ 児童委員
- ・ 主任児童委員
- ・ 子ども家庭支援センター職員
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ スクールカウンセラー

3 具体的取組

(1) 未然防止

- ① 平成27年度・28年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校での取組を継続し、「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム」を活用しながら、計画的、組織的に人権についての学習、取組を推進する。（人権教育の充実）
- ② 道徳教育推進教諭を中心として道徳教育の充実を図る。
- ③ 「いのちの授業」を実施し、命の大切さについて実感させる。
- ④ 「SOS の出し方に関する教育」を行い、困っている時は自分から助けを求めることができるように指導を行う。
- ⑤ 1年生の「八ヶ岳自然宿泊体験教室」を活用し、仲間づくり、体験学習を実施する。
- ⑥ SNSをはじめとするインターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、外部講師を招き、情報モラルに関する授業を計画的に実施する。また、個人情報や誹謗中傷の書き込みをしないよう繰り返し指導を行う。
- ⑦ 保護者に対して、携帯電話等の使用に関する家庭でのルール作りについて啓発していくとともに、インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。
- ⑧ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」（小中連携）を実施するとともに、いじめ撲滅に向けた全校生徒による行動宣言・学級スローガンを作成し、子ども達とともにいじめのない学校づくりに努める。
- ⑨ 保護者から信頼される学校、保護者が相談しやすい学校づくりに努める。
- ⑩ 特別支援学級E組との日常的な交流を通して、障害についての理解を深め、思いやりの心を育てる。

(2) 早期発見

- ① 全校生徒を対象にして、年3回（6月、9月、2月）、いじめに関するアンケートを実施する（うち1回は無記名によるアンケートとする）。
- ② スクールカウンセラーによる面談を1年生全員に前期中に実施する。
- ③ **総合質問紙調査「i-check」の結果を活用する。**
- ④ 日頃から、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、アンテナを高く保つとともに、生徒一人一人との信頼関係の構築等に努めて相談しやすい雰囲気を作成する。また、児童館等の地域施設と連携し情報収集に努める。
- ⑤ 週1回の生活指導部会と月1回の職員会議において、生徒情報交換を行い、全教員の共通理解を図ることで、生徒の小さな変化を見逃さないよう心がける。
- ⑥ 特別支援教育支援者や学習指導員、スクールカウンセラーからの情報を電子化し共通理解を図ることで、生徒の小さな変化を見逃さないよう心がける。

(3) 早期対応・再発防止

- ① (2) ①で、いじめが疑われる事案があった場合には、本人への聞き取り調査を行い、実態の把握に努める。必要に応じて保護者・関係者から聞き取りを行う。
- ② いじめと疑われる事案を発見した教員は一人で解決しようとせず、必ず生活指導部に報告・連絡し、組織的に対応する。
- ③ いじめと疑われる行為を受けた生徒や、いじめを知らせた生徒の安全を図るため、必要

に応じた措置をとる。（休み時間の巡回指導・いじめを行った生徒の別室指導等）

- ④ いじめと疑われる行為があった学級においては、自己の問題としてとらえさせるための学級活動を実施し、人権について考えさせる。
- ⑤ いじめと疑われる行為が、犯罪行為として取り扱うべきであると校長が判断した場合には、区教育委員会に報告と連携のうえ、速やかに所轄警察署と連携を図り解決にあたる。

（４）重大事態への対応

- ① 速やかに区教育委員会に報告し、指示を受ける。
- ② 学校サポートチームを招集し、速やかに対応を始める。
- ③ 必要に応じて、他の健全育成諸機関との連携を図る。
- ④ 全校生徒に対しアンケートを実施し実態を把握するとともに、再発防止に努める。
- ⑤ スクールカウンセラー等を有効に活用して、いじめの被害にあった生徒をはじめ、全校生徒の心のケアにあたる。
- ⑥ 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

（５）検証と改善

- ① 本基本方針は、毎年１回、年度末の学校評価においてその取組を検証し、必要があれば、改善を図っていく。
- ② 学校評価については、学校評議員会（学校評価委員会を兼ねる）において意見をいただき、より有効ないじめ防止を目指す。

（６）年間指導計画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
職員会議	・学校いじめ対策委員会１（基本方針等の確認）	・生徒の生活状況把握 ・学年会→職員会、生活指導部会等	・学校いじめ対策委員会２	・人権校内研修会 ※全教員	・生徒の生活状況把握 ・学校いじめ対策委員会３（生徒情報の共有）	
防止対策	・各学年学活・道徳：人権教育 ・保護者会：いじめ対策説明 ・全校朝礼：校長講話		・ふれあい月間 ・全校朝礼：校長講話 ・総合質問紙調査「i-check」	・八ヶ岳自然宿泊体験教室（仲間づくり）	・全校朝礼：校長講話	→
早期発見	・観察、状況に応じた聴き取り ・ＳＣによる１年生全員面談	・ＳＣによる１年生全員面談	・ふれあいアンケート１（記名式）	・教育相談月間 ・三者面談		・ふれあいアンケート２（無記名） →
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
職員会議		・学校いじめ対策委員会４	・人権校内研修会 ※全教員	・生徒の生活状況把握 ・学年会→職員会、生活指導部会等	・学校いじめ対策委員会５	・学校いじめ対策委員会６（本年度のまとめ、次年度課題検討）
防止対策	・各学年学活・道徳：人権教育 ・セーフティー教室（犯罪被害）	・ふれあい月間 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議（本番）の準備	・人権週間 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議	・全校集会	・いのちの授業（１・２年）	・学年集会（１年間の反省） ・保護者会 ・いのちの授業（３年） →
早期発見	・観察、状況に応じた聴き取り				ふれあいアンケート３（記名式）	→

見						
---	--	--	--	--	--	--

4 保護者や地域の皆様へのお願い

(1) 保護者の皆様へのお願い

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうると認識してください。
- ② 学校行事（保護者会やP T A活動等）や地域行事（祭礼や地域活動）への積極的に参加していただき、大人同士の情報交換に心がけてください。
- ③ 子どもと共有する時間を大切にし、会話を多くすることに心がけてください。
- ④ 思いやりやマナー、命の大切さ等について考えさせるよう心がけてください。
- ⑤ 子どもから「いじめと疑われる状況」について情報が入った場合は、学校にご連絡いただき、情報の共有化・早期解決にご協力ください。
- ⑥ 学校から「いじめと疑われる事案」について連絡させていただいた場合は、情報の共有化・早期解決にご協力ください。

(2) 地域の皆様へのお願い

- ① いじめ防止は家庭や学校だけでなく、地域社会全体で取り組む課題であると認識してください。
- ② 学校行事等にできる限り参加していただき、学校との協力体制強化にご協力ください。
- ③ 登下校中の生徒に声をかけるなど、生徒が地域の皆様に守られていることが実感できるようご協力ください。
- ④ 「いじめと疑われる事案」がある場合は、学校に情報を提供していただき、情報の共有化・早期解決にご協力ください。